

告知義務違反から見える 生命保険の問題点

金融庁は去る2月25日、明治安田生命に対し、二週間の業務停止命令などの行政処分を下しました。本来は保険金を支払うケースなのに一方的に支払い拒否をする等の違反行為が数多く判明したためでした。

万が一の時に備えて保険金を支払いながら、結果的に死亡保険金が支払われないことは問題です。原因はどこにあったのでしょうか？消費者に落ち度があったのでしょうか？今回は長年にわたり東京都の消費生活相談員として金融関係の相談業務に携わっていらっしゃる丹野美絵子さんに、実態をお話しいただき問題点を明らかにした上で情報交流したいと思います。

また、金融庁保険課からもお出でいただき、行政として、何を問題として捉え、どのような対策をお考えになっているかお話し頂きます。

皆さんの保険は大丈夫でしょうか？体験談等もご準備頂ければ幸いです。

準備の都合上、出欠についてはできるだけ事前にお申し込み下さい。

記

日時 2005年4月14日(木) 3時40分～5時30分

会場 主婦会館プラザエフ 5階会議室 (JR四ツ谷駅前)

主催 全国消費者団体連絡会(Tel. 03-5216-6024)

内容 告知義務違反から見える生命保険の問題点について

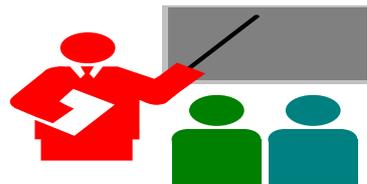
講師 丹野美絵子さん(消費生活相談員)

コメンテーター

坂本忠弘さん(金融庁監督局保険課 総括補佐)

山本啓太さん(金融庁監督局保険課 課長補佐)

参加費 500円



全国消団連 FAX 03-5216-6036 関根行き

生命保険学習会参加申込 (4月14日(木)3時40分～5時30分)

所属

氏名

4月8日(金)必着

出席します

欠席します

E-Mail keiko.sekine@shodanren.gr.jp